

〈資料〉

トルクメニスタン共和国家族法典中の国際私法規定

笠原 俊 宏

一 前書き

ここにおいて紹介されるトルクメニスタン共和国の他、旧ソビエト連邦を構成していた中央アジア諸国、すなわち、カザフスタン共和国、ウズベキスタン共和国、カジキスタン共和国、タジキスタン共和国の国際私法立法について概観すれば、そこにおいて採用されている立法形式は、国際私法規定を民法典中と家族法典中とに分散して置くという方法をもって定型化されていることが看取される。これは、家族法が独立した法分野であると解するソビエト法理論上の見解がそれらの立法化において支配していたからである。そればかりではなく、それらの規定の内容の点においても、多少の相違はあるにせよ、ソビエト連邦の崩壊後に形成された独立国家共同体構成諸国の間におけるモデル法を模範としていることが、一九九〇年代以降における各国新立法にも如実に反映されている。しかし、上記諸国の中、タジキスタン共和国民法典中には国際私法規定は置かれておらず、同様に、一九九八年七月一六日のトルクメニスタン共和国民法典中にも、国際私法規定は置かれていない。従って、同共和国の国際私法規

定は、その家族法典中ののみ見ることができぬ (Bergmann/Ferid/Henrich, Internationales Ehe- und Kindschaftsrecht, 150. Lieferung, 2003, S.14.)。

トルクメニスタン共和国においては、ソビエト連邦崩壊後においても新しい家族法典は制定されることなく、基本的には、一九六九年一月二十五日の婚姻家族法典（一九七〇年五月一日施行）が修正されて施行されてきた。現在に至るまでの間に、家族法典は幾度かの改正を経ているが、国際私法規定の改正に限って言えば、一九八〇年五月二〇日の法律による改正を経て、漸く、二〇〇二年三月二十八日に大幅な改正が採択され、それが二〇〇二年四月一四日に発効して現行法に至っている。全体的に見て、同共和国における国際私立法の整備は緩慢である。

現行家族法典中の国際私法規定が規律の対象としている法律関係は、婚姻の成立、婚姻の解消、親子関係の確認、養子縁組、後見に限られており、その他一般規定として、身分行為の登録、外国身分証書の承認、外国法の適用における特別公序、涉外家族法関係の規律における条約の優位等に関する若干の規定が置かれている。それらの諸規定の殆んどは、トルクメニスタン共和国法の適用に関わる一方的抵触規定であり、その点において、今なお、ソビエト連邦時代を引き摺っている。

二 邦訳

以下において訳出したのは、二〇〇二年三月二十八日に改正されたトルクメニスタン共和国婚姻家族法典中の国際私法規定である。その訳出に際しては、主として、Bergmann/Ferid/Henrich, a. a. O., S.53ff. に所載の独語訳に依拠した。

トルクメニスタン共和国婚姻家族法典(抄)

一九六九年二月二十五日成立
一九八〇年五月二〇日改正
二〇〇二年三月二十八日改正

第二章 婚姻

第三節 婚姻挙行の規則及び要件

第十四条 婚姻挙行の規則

トルクメニスタン国民は、夫婦の財産的権利及び義務、並びに、離婚の場合における子を養育する責任が約定された婚姻契約を行なうことにより、外国国民及び無国籍者と婚姻を挙行するものとする。婚姻契約は、それが婚姻当事者によって署名され、かつ、登録事務所において登録された後、有効と見做されるものとする。

トルクメニスタン国民の外国国民又無国籍者との婚姻の挙行は、申立てを付託して三か月間の満了後に完成されるものとし、場合により、当該期間は六か月まで延長されることができる。

第十五条 婚姻挙行の要件

・
・
・
・

外国国民又無国籍者との婚姻の挙行のため、本条の第一項に指示された要件に加えて、離婚の場合における未成年の子のための保証の提供のため、トルクメニスタン国家保証機関の福祉口座へ五万ドル以上の保証料の支払い、外国国民又無国籍者のトルクメニスタンの領域における一年以上に亘る居住期間、及び、私的な生活空間の入手が

要求されるものとする。

第一六条 婚姻年齢

外国国民又無国籍者と婚姻を挙行するトルクメニスタン国民についての婚姻年齢は、一八歳に確立されるものとする。

．．．．．

第五章 トルクメニスタン家族法の外国国民又は無国籍者への適用

外国家族法及び国際条約の適用

第二二節 トルクメニスタン家族法の外国国民又は無国籍者への適用

第二二三条 外国国民又無国籍者の家族関係及び婚姻関係における権利及び義務

家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの立法に従い、外国国民は、トルクメニスタン国民と同一の家族関係及び婚姻関係における権利及び義務を有するものとする。特別の例外は、トルクメニスタンの立法に依って定められることができる。

トルクメニスタンに恒久的に居住する無国籍者は、家族関係及び婚姻関係において、トルクメニスタン国民と平等な権利及び義務を有するものとする。

第二二四条 トルクメニスタンにおけるトルクメニスタン国民の外国国民との婚姻及び外国国民の外国国民との

婚姻の挙行

トルクメニスタン国民の外国国民との婚姻は、トルクメニスタンの立法に従って完成されるものとする。

外国国民の外国国民との婚姻は、それらの者のそれぞれの国家の領事館において登録されるものとする。

第二一五条 トルクメニスタン国民のトルクメニスタン領事館における婚姻の挙行

トルクメニスタン外において締結された婚姻の通知

家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの立法に従い、トルクメニスタン外に居住しているトルクメニスタン国民の婚姻は、トルクメニスタンの領事館において登録されるものとする。

トルクメニスタン国民の間の婚姻、又は、外国国民とトルクメニスタン国民との間の婚姻が、トルクメニスタン外において、当該国家に依って定められた婚姻の法原則を遵守して登録される場合には、当該婚姻は、本法典第一五条ないし第一七条、第四五条から生じる障碍がない限り、トルクメニスタンにおいて有効なものとして見做されるものとする。

トルクメニスタン外において、然るべき国家の法律に従って締結された外国人の間の婚姻は、トルクメニスタンにおいて有効なものとして見做されるものとする。

第二一六条 トルクメニスタンにおけるトルクメニスタン国民と外国国民との間及び外国国民の間の婚姻の解消

トルクメニスタン外において行なわれた離婚の通知

トルクメニスタンにおけるトルクメニスタン国民と外国国民との間、及び、外国国民の間の婚姻の解消は、トルクメニスタンの立法に従って行なわれるものとする。トルクメニスタン国民と外国国民との間の婚姻の解消は、離婚の当時、夫婦の少なくとも一方がトルクメニスタン外に居住していたとき、有効なものとして見做される。

トルクメニスタン外において、個別の国家の法律に従って行なわれたトルクメニスタン国民の間の離婚は、離婚

の当時、夫婦の少なくとも一方がトルクメニスタン外に居住していたとき、トルクメニスタンにおいて有効なものと見做される。

第二一七条 トルクメニスタンにおける親子関係の確認

トルクメニスタン外において確定された親子関係の通知

親子関係の確認は、トルクメニスタンにおいて、親子の国籍及びそれらの者の居所地に拘わらず、トルクメニスタンの立法に従って行なわれる。

トルクメニスタンの立法に依れば、登録事務所による親子関係の確認が許される場合には、子の両親は、それらの者の少なくとも一方がトルクメニスタン国民であるとき、家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの立法に従い、トルクメニスタン領事館へ申し立てる権利を有する。

第二一八条 トルクメニスタン外に住むトルクメニスタン国民である子の養子縁組

トルクメニスタンにおける外国国民による子の養子縁組及び外国国民である子の養子縁組

トルクメニスタン外に居住しているトルクメニスタン国民である子の養子縁組は、家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの立法に従い、トルクメニスタン領事館において行なわれるものとする。

養親がトルクメニスタン国民でないとき、その者は、トルクメニスタン国民である子を養子とするためのトルクメニスタン教育省の許可を受けなければならないものとする。

トルクメニスタン教育省からの然るべき養子縁組の許可をもって、子が住む国家の官庁において行なわれたトルクメニスタン国民である子の養子縁組も、有効なものと見做されるものとする。

トルクメニスタンにおける外国国民によるトルクメニスタン国民たる子の養子縁組、及び、外国国民たる子の養

子縁組は、トルクメニスタンの立法に従って行なわれるものとする。

トルクメニスタンにおける外国国民によるトルクメニスタン国民たる子の養子縁組は、都市地区、又は、個々の場合の都市における地区のイスラム学者の許可をもって、本法典第一二節（後記訳者注参照）に定められた諸原則に従って行なわれるものとする。

第二一九条 トルクメニスタン外に居住している国民又はトルクメニスタンにおける外国国民に対する受託（後

見）の設定

トルクメニスタン外において設定されたトルクメニスタン国民に対する受託（後見）の通知

トルクメニスタン外に居住している未成年のトルクメニスタン国民、行為無能力者又は制限能力を有する国民、並びに、トルクメニスタンに居住している外国国民に対する受託（後見）は、家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの立法に従って設定されるものとする。

トルクメニスタン外に居住しているトルクメニスタン国民に対する受託（後見）であつて、然るべき国家の法律に従うものは、トルクメニスタン領事館が設定された受託（後見）又はその通知に対して異議を申し立てない限り、トルクメニスタンにおいて有効なものとする。

トルクメニスタン外における然るべき国家の立法に従う受託（後見）は、トルクメニスタンにおいて有効なものとして見做されるものとする。

第二二〇条 トルクメニスタン外に居住しているトルクメニスタン国民の身分行為の登録

トルクメニスタン外に居住しているトルクメニスタン国民の身分行為の登録は、家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの立法に従い、トルクメニスタン領事館において行なわれるものとする。

関係当事者がトルクメニスタン国民であるとき、トルクメニスタン領事館における身分行為の登録を通じて、トルクメニスタンの立法が適用されるものとする。

第二二一条 外国によって発行された身分証書を証明する文書の通知

トルクメニスタン外において然るべき国家の法律に従って締結された身分行為を証明する文書であつて、トルクメニスタン国民、外国国民及び無国籍者との関連において、外国の権限を有する官庁によつて発行されたものは、領事館による認証があるとき、トルクメニスタンにおいて有効なものと見做されるものとする。

第二三節 外国家族法及び国際条約のトルクメニスタンにおける適用

第二二二条 外国法及び国際条約の適用

家族及び婚姻に関する外国の法律の適用、及び、当該法律に基づく身分行為の通知は、当該適用又は通知が国家の政治制度上の原則と矛盾するとき、行なわれないものとする。

トルクメニスタンの国際条約が家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの法律に定められた規定とは別の規定を定めていない限り、家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの立法に従い、国際条約の規定が適用されるものとする。

同一の規則は、国際条約が家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの立法によつて定められたとは別の規定を定めていない限り、家族及び婚姻に関するトルクメニスタンの立法に関して使用されるものとする。

*
(訳者注)
第二節 養子縁組

— かさほら としひろ・法学部教授 —